

和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例

(解説書) (案)

令和3年4月

和泉市

目 次

1 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の構成	1
2 条例の解説	2
前文	2
(1) 第1条 (目的)	3
(2) 第2条 (定義)	4
(3) 第3条 (基本理念)	5
(4) 第4条 (市長の責務)	6
(5) 第5条 (教育委員会の責務)	7
(6) 第6条 (学校園の責務)	7
(7) 第7条 (保護者の役割)	8
(8) 第8条 (地域の団体等の役割)	8
(9) 第9条 (事業者の役割)	9

1 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の構成

前文

- 子どもを取り巻く課題が山積する中、これまで以上に教育の機会均等の確保が必要
- 豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市をめざす

(第1条) 目的

- 「輝く子ども」を育む教育のまち和泉市の実現に資する

(第2条) 定義

- 各用語の説明（子ども、保護者、学校園、地域の団体等、事業者）

(第3条) 基本理念

- 子どもが健やかに成長することを願い、温かく見守る
- 情操及び規範意識が育つための取組を推進

(第4条) 市長の責務

- 教育委員会及び学校園のための環境整備
- 教育の機会均等のための施策展開

(第5条) 教育委員会の責務

- 輝く子どもが育つ基盤整備
- 学びの保障に関する施策展開

(第6条) 学校園の責務

- より良い教育及び保育の推進
- 教育及び保育の連続性を意識した連携

(第7条) 保護者の役割

- 心身が安らぐ家庭環境・学習環境の確保
- 子どもの望ましい生活習慣形成

(第8条) 地域の団体等の役割

- 保育、教育への支援及び見守り
- 社会性を養う活動や体験等の推進

(第9条) 事業者の役割

- 子どもの成長を支援する活動の推進
- 市、学校園等が実施する子どもに対する支援への協力

前文

和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。

子どもが夢と希望を持ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。

現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。

このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。

今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、『豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市』の実現をめざし、この条例を制定します。

【説明】

前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その内容から直接法的効果が生ずるものではありません。本条例を貫く思いをわかりやすい言葉で表し、みんなで思いを共有する役割を担っています。

和泉市は豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統を大切にしながら、市民の皆さんの協力のもと発展をしてきました。今後、より一層の和泉市の発展を進めるためには、一人ひとりの子どもが自身の尊さ、人への思いやりを育むことが重要であると捉え、社会総がかりで子どもを見守り、それぞれの責任や役割を本条例に示し、『豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市』の実現をめざしたいと願っています。

(1) 目的

(目的)

第1条 この条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、挨拶その他の礼儀を重んじ、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康及び体力を備えた、未来を担う子ども（以下「輝く子ども」という。）を育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。

【説明】

本条例は理念条例として、和泉市教育大綱に掲げる基本理念を改めて明らかにするため和泉市の宝であり、かけがえのない存在である全ての子どもが、夢と希望をもち、人

を思いやる心を大切にできるようになるため、一人ひとりが認められ、差別、いじめ、暴力、虐待などから守られ、心身ともに健やかに育つことができるように、社会全体で子どもを支援する責務及び役割について規定を制定するものです。

社会が変容していく中でも、人としてお互いがお互いの「生命」・「人格」（人間性、その人固有の人間としてのありかた・「人権」（だれもが生まれながらにもっている基本的な権利）」を尊重するとともに、すべての子どもが、挨拶や礼儀を重んじ、人を尊重するとともに、人を思いやり、さらには素直に感謝ができる、自然や美しいものにも感動し、正義や公平さを重んじ、豊かな心を持つなど、成長、発達段階に合わせた確かな学力を身につけた、自分の夢や目標としていることに挑戦できる健康、体力を備えた輝く子どもが成長していけるまちづくりの実現を目標と定めています。

教育の目的（「教育基本法」第一章 第一条 教育の目的及び理念）

- 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

人格の完成（「教育基本法制定の要旨」昭和22年文部省訓令）。

- 個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめること
- 人間の諸特性、諸能力をただ自然のままに伸ばすことなく、普遍的な規準によって、そのあるべき姿にまでもちきたすことでなければならない（「教育基本法の解説」）。

（2）定義

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- （2）保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。
- （3）学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。
- （4）地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。
- （5）事業者 本市の区域内で事業活動を行う者又は団体をいう。

【説明】

定義付けの意味は、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の中では、この言葉はこのような意味で使いますということを示すものです。

- （1）「子ども」については、児童福祉法において「児童とは、満18歳に満たない者」と規定されており、他にも児童や青少年を18歳未満の者とする旨を規定している法

令がありますが、本条例では、学校、家庭、地域からの支援の対象となりうる年齢として高校生等までを想定し、おおむね 18 歳未満の者としています。

- (2)「未成年後見人」については、親の死亡などにより親権者が居なくなった未成年者について、親の代わりに法定代理人となり、監護養育、財産管理などの法律行為を行う人です。(民法第 838 条 1 号)
- (3)「学校園」については、和泉市立の初等中等教育施設（小学校、中学校、義務教育学校）の他、和泉市立の幼児教育及び保育施設（幼稚園、保育所）をさします。
- (4)「地域の団体等」については、本文中にも具体的な団体を例示しております。加えて、個人で取り組まれている活動もあることから、地域住民という位置づけで個人の方も含めています。

(3) 基本理念

(基本理念)

第3条 輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。

- (1) 子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。
- (2) 子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。
- (3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。

【説明】

第 1 条に掲げる目的の実現に当たって、拠り所とする根本的な考えを基本理念として 3 点示しています。

- (1) 教育は、人格の完成をめざして行なわれるものであり、子どもは心身ともに成長の過程にあり、人格の完成の途上にあります。学校や家庭、地域などさまざまな場面で子どもには学びの機会があり、その場面ごとに、周りの人と関わる中で、自分が認めもらえる、褒められる、または叱られる、などの経験を得る中で人格の完成に結びついていくと考えます。

例えば、子どもは、大人や周りの人から褒められることによって、具体的に自分の行為が周りの人の役に立っていることや、誰かを幸せにしていることに気付き、自己有用感が高まります。また、子どもが望んだ結果とならなかった時であっても、結果のみを重視するのではなく過程にも着目し、子どもの努力を認め励ますことも大切です。

自分や他者を大切にしないような行為をした場合には、その行為は認められないこと、自分勝手は認められないことを丁寧に教えることも必要ですが、そのような場合も、子どもの人格は否定せず行為そのものを注意し、なぜそのような行為をしたのかを聞くことが大切です。これらのことを意識した豊かな情操や規範意識が育まれる取組を推進していくことを基本と定めています。

- (2) 情操とは、美しいものやすぐれたものなどに接して感動する心であり、その心を豊かに社会のルールを守る等規範意識を育むことは社会で生きる人として大切なことであり、そのことを基本にさまざまな取組をしていく必要があります。
- (3) 社会全体が、子どもへの支援を「点」で終わらせるのではなく、それらをつなげ「線や面」にし、さらに立体として形にしていくために連携協力していくことが重要であり基本ととらえています。

(4) 市長の責務

(市長の責務)

第4条 市長は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 教育委員会及び学校園が、必要な施策や事業を遂行できるよう、教育委員会の機能強化や事業への配慮等、教育環境を整備すること。
- (2) 子どもの教育を受ける機会の均等が確保されるよう、子育て、福祉、雇用等の施策を展開すること。
- (3) 子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るよう、知育、徳育及び体育の充実に資する施策を展開すること。
- (4) 教育委員会との連携が深まるよう、総合教育会議を充実させること。

【説明】

- (1) 教育委員会は市長から独立して施策を行います。市長は、予算の編成など教育委員会におけるさまざまな事業や施策についてその推進が図られるよう取組まなければなりません。
- (2) 背景や環境の違いによって教育の機会が損なわれたりする子どもがないよう、市長は、さまざまな他の執行機関の権限とされている事項及び議会の権限とされている事項以外のすべての事務を管理・執行する広い権限を持っています。
そのことから、条例の実現を意識した施策の展開を行うことは市長の責務と考えます。
- (3) 和泉の子どもがふるさと和泉を誇りに思い、愛する心を持って、変化の激しい予測不能なこれからの社会を生きるために、「生きる力」を身につけた子どもとなるようこれまで以上に「知・徳・体」のバランスのとれた力が求められます。

「知・徳・体」

- ・「知」 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。
- ・「徳」 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・「体」 たくましく生きるための健康や体力

これまでの学習指導要領でも子どもの「生きる力」を育むことをめざしており、これからも「生きる力」を育むという理念は変わりません。

- (4) これまでも教育施策を始めとするさまざまな取組を教育委員と検討協議する場として総合教育会議を開催してきました。本会議は市長が開催するもので、保育や福祉

等の市長の権限に関わる事項についても、これまで以上に保育所・幼稚園・小学校・中学校で一貫した教育について協議を進め、「輝く子どもを育む教育のまち」の実現に向け市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるよう総合教育会議を充実させていきます。

(5) 教育委員会の責務

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つ基盤整備、環境づくり及び学びの保障における中心的な役割を果たすため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が相互に連携し、子どもの見守りに係る仕組みの立案及び展開並びに学校園への助言及び支援を行うこと。
- (2) 学びの保障に向けた学校園に対する必要な施策の展開並びに助言及び支援を行うこと。

【説明】

- (1) 教育委員会は、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が連携したあいさつ運動やパトロールなど、子どもの見守りの仕組みを充実させるとともに、いずみ希望塾の開催や ALT（外国語指導助手）、少人数指導非常勤講師、介助員等の配置を通して、学校の学びを充実させる取組を進めていきます。
- (2) 教育委員会は、学校園の施設、整備などのハード面や教職員配置や学習・文化芸術・体育等の市全体で取り組むソフト面を充実させるなど、輝く子どもの育成に全力で取組む必要があります。

(6) 学校園の責務

(学校園の責務)

第6条 学校園は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、将来をひらく「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輝く子どもが育つ教育及び保育の推進並びに学びの保障を意識したより良い教育及び保育を行うこと。
- (2) 保護者、地域の団体等及び事業者と連携し、子どもの見守りを行うこと。
- (3) 機会を捉えて子どもの置かれている状況、課題等を分析し、教育委員会、保護者及び学校協議員又は学校運営協議会その他の関係機関と情報共有及び必要な対応を行うこと。
- (4) 各学校園間において、子どもの成長及び発達を踏まえ、教育及び保育の連続性を意識した連携を行うこと。

【説明】

これまでの学習指導要領でも子どもの「生きる力」を育むことをめざしており、これからの「生きる力」を育むという理念は変わりません。

子どもが「生きる力」を身につけるための、様々な取組を実施していくことは学校園の責務です。

- (1) 学校や園での生活のあらゆる機会をとらえて、学習指導、生徒指導、進路指導、キャリア教育、道徳教育などについて横断的な学びに取組みます。
- (2) 朝のあいさつ運動や、夏休みなどの夜間巡回などに代表される、保護者、地域の団体や事業者と連携した見守りの実施をこれからも推進します。
- (3) 学校における活動について、これまで以上に情報を発信するとともに学校協議員との連携や「地域とともにある学校」としての学校運営協議会を軸とした「コミュニティスクール」へと変化していくなか、保護者・地域の団体等も主体的に学校運営に参画する仕組みを作っていきます。
- (4) 本市において取組んでいる小中一貫教育をさらに発展させ、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連続性を意識した取組を進めていきます。

(7) 保護者の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることから、子どもの教育及び保育に責任を持つ者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもに愛情を持ち、子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくること。
- (2) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境をつくること。
- (3) 子どもにとって望ましい食習慣その他の生活習慣を子どもとともに考え、行動することにより、基本的な生活習慣の形成を図ること。
- (4) 市、学校園等から要請される事項について、社会全体の取組として協力すること。

【説明】

保護者の役割に関しては、教育基本法第10条の家庭教育において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められており、生活の基盤として子どもが健やかに学び、育つための環境を整えること、将来の基礎となる生活習慣を形づくること、市や学校園等の取組に協力することで子どもと社会をつなぐことなどを示しています。

- (1) 個々の家庭にはさまざまな事情や背景はありますが、子どもが愛されると感じ安らげる家庭環境をつくることをその役割として示しています。
- (2) 家庭学習については、各家庭の理解と協力が必要です。
- (3) 家庭がすべての教育の出発点であることから、早寝、早起き、朝ごはん、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けられるようにすることを示しています。
- (4) 学校園行事などへの参加や参画、学校園や地域の団体等と協力して、子育てを行うことなどが期待されます。

(8) 地域の団体等の役割

(地域の団体等の役割)

第8条 地域の団体等は、基本理念にのっとり、子どもを地域社会の一員として守り、育てることができるよう、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもが安心して教育及び保育を受けられるよう見守ること。
- (2) 学校園の教育及び保育を支援すること。
- (3) 子どもが健やかに成長する環境を確保すること。
- (4) 子どもが社会性を養うための活動や体験等を積極的に推進すること。

【説明】

地域の団体等の役割に関しては、一人ひとりの子どもを見守ること、教育及び保育の場である学校園を支援すること、それぞれの成長を促すための場として、体験活動等を推進することを定めています。

- (1) これまでも協力いただいている登下校時の見守り、地域の美化活動などについて、感謝するとともにたくさんの方々の参画を求めています。
- (2) 学校園における地域と連携した行事など、みんなで子育てができる環境づくりを進めていただいているところですが、さらなる充実が期待されます。
- (3) 地域清掃活動、美化運動、危険箇所の改善、子ども食堂などさまざまな団体の方の協力をこれからも進めていただきたいと思います。
- (4) 学校園でのゲストティーチャーとしての活動、学校田での米づくりや野菜栽培の支援、町探検にかかる協力など今後も継続をお願いするものです。

(9) 事業者の役割

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力を有する者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもの健やかな成長を支援する活動を行うこと。
- (2) 市、学校園等が実施する子どもへの支援に関する施策等に協力すること。
- (3) 事業者は、雇用する保護者が子どもと接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育ての両立について、配慮すること。

【説明】

和泉市自治基本条例第10条においては、事業者の責務として「事業者は和泉市のまちづくりに関わる一員として、まちづくりについて理解し、協力するように努めなければなりません」と定めており、事業者の理解と協力は大変重要なこととしてその役割を定めています。

- (1) 事業者によるさまざまな支援活動について感謝するとともに今後も継続した支援をお願いするものです。
- (2) これまでも積極的な協力をいただいております、職場体験学習、キャリア教育、出前授業等における協力の継続をお願いするものです。
- (3) 事業者が雇用する保護者の子どもと接する時間の確保について、事業者に協力の

強制をするものではなく、第 7 条に定める保護者の役割として、子どもの教育及び保育の責任は一義的には保護者にあることから、事業者として可能な限り仕事と子育ての両立についての配慮をお願いするものです。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

条例の施行日は令和 3 年 4 月 1 日としています。